

基本目標 1
人がつながり、支え合うまちづくり

基本方針

取り組みの方向

【見直しの主なポイント】

(1) 人とのつながりを大切にする

- ① **地域住民の交流の推進**
 - ・ 障がい者や高齢者等を含む誰もが参加できる行事の開催
 - ・ サロン活動の拡大
 - ・ 気軽に寄れる交流の場づくり
 - ・ 地域の集会施設等の活用
- ② **多世代交流の推進**
 - ・ 高齢者と子どもの交流
 - ・ 祭礼や伝統行事等での交流

(2) 地域の支え合いを大切にする

- ① **地域での声かけや見守りの推進**
 - ・ あいさつや声かけの推進
 - ・ 地域での高齢者や障がい者世帯の安否確認
 - ・ 地域のネットワークを活用した見守り
- ② **近隣住民による助け合いの関係づくり**
 - ・ 住民同士の顔見知りの関係づくり
 - ・ 地域住民による高齢者等の支援体制づくり
 - ・ 除雪や雪下ろしの支援体制づくり
- ③ **地域が支える子どもたちの健全な育成**
 - ・ 子ども会活動の推進
 - ・ 子どもの見守り活動の推進
 - ・ 多様な体験活動の充実や子どもの夢を育む機会の提供
 - ・ 地域ぐるみの子育て支援
 - ・ 地域と学校との協働活動の推進
 - ・ 児童センター、つどいの広場等の利用促進
 - ・ 子どもや親子が安心して遊べる場の整備
- ④ **地域コミュニティの活性化**
 - ・ 町内会への加入促進
 - ・ 地域での課題の共有や情報交換の場づくり
 - ・ 地域を支える人材育成
 - ・ まちづくり協議会や地域づくり活動の充実
- ⑤ **命とところを支える体制づくり（自殺対策）**
 - ・ 地域における見守り体制の強化
 - ・ 市民意識の醸成
 - ・ ゲートキーパーの育成

●平成31年3月に一人ひとりの命とところを支える計画（高山市自殺対策計画）を策定した。誰も自殺に追い込まれることのない社会を目指していくため、取り組みの方向として明示する。

(3) 相談支援や情報提供の体制を整える

- ① **相談体制の充実**
 - ・ 各種相談窓口の周知、利用促進
 - ・ 民生児童委員の周知
 - ・ 福祉ネットワークを活用した相談支援の充実
 - ・ 高齢者・障がい者等の相談支援機能の強化
- ② **福祉サービスに関する情報提供の充実**
 - ・ 広報等の活用による情報提供
 - ・ 情報提供方法の充実
 - ・ 積極的な情報収集
- ③ **情報交換や交流機会の創出**
 - ・ 同じ悩みを持つ人や家族の支援
- ④ **結婚支援の推進**
 - ・ 結婚相談所の周知、出会いの場の創出

(4) 福祉サービスの担い手を育てる

- ① **福祉サービスの担い手の確保**
 - ・ 人材確保に対する支援
 - ・ ロボットやAIを活用した福祉現場の負担軽減
 - ・ 移住、定住支援
- ② **福祉サービスの担い手の育成**
 - ・ 障がい福祉や保育、介護などに従事する人材の育成
 - ・ 福祉関連資格の取得に係る支援

●少子高齢化の影響などで、様々な分野において担い手不足の影響が出てきており、福祉分野においても同様である。福祉を支える人材の確保・育成についてさらに取り組み、福祉サービス等の維持・向上を図る必要があることから、基本方針に位置付ける。

基本目標2
暮らしやすいまちづくり

基本方針

取り組みの方向

【見直しの主なポイント】

(1) 高齢者や障がい者を支援する

- ①福祉に関するサービスの充実
 - ・在宅支援サービスの充実
 - ・在宅介護者の負担軽減
 - ・分野横断的な福祉サービス（共生型サービス）の展開
- ②医療、介護、福祉など多職種が連携したネットワークづくり
 - ・在宅医療と介護の連携の推進
 - ・地域包括ケアシステムの構築
- ③移動困難者への支援の充実
 - ・公共交通体系の整備
 - ・買い物や通院などへの支援

(2) 子育て世帯を支援する

- ①途切れない子育て支援施策の推進
 - ・切れ目のない相談体制の構築
 - ・子育て相談窓口の周知
 - ・家庭の教育力の向上
 - ・安心して出産育児できる環境づくり
- ②保育環境の整備
 - ・保育園等の整備
 - ・保育士の確保及び質の向上
- ③子育て世帯への支援
 - ・保護者同士の情報交換
 - ・地域療育体制の充実
 - ・学びの支援
 - ・負担の軽減

(3) 生活困窮者等を支援する

- ①生活困窮者等への相談支援
 - ・関係機関と連携した生活困窮者等への支援
 - ・生活困窮者への就労支援
 - ・生活困窮者への家計相談
 - ・経済的困難を抱える子育て世帯への支援

●生活困窮者等に対し、様々な支援を行うことで自立の道へ進むことのできる体制の構築が求められていることから、基本方針として位置付ける。

(4) 複雑な問題を抱えている人を支援する

- ①ひきこもり、8050問題、障がい者の親亡き後の生活、育児と介護のダブルケアへの支援
 - ・相談支援体制の充実
 - ・医療、障がいサービスと連携した支援
 - ・家族等の交流機会の充実
- ②犯罪被害者等への支援
 - ・犯罪被害者等に対する理解の促進
 - ・関係機関等の連携による支援
- ③刑を終えた人への支援
 - ・刑を終えた人に対する理解の促進
 - ・関係機関等の連携による支援

●ひきこもり、8050問題、障がい者の親亡き後の生活、育児と介護のダブルケアは大きな社会問題となっており、その総合的な支援体制の構築が求められていることから、取り組みの方向として明示する。

●関係機関等が思いを共有して、犯罪被害者等への支援を推進するため、平成31年に高山市犯罪被害者等支援条例を制定した。また、刑を終えて出所した人に関しては、地域社会などの理解・協力のもと、地域の一員としての役割を担っていくことが期待されていることを踏まえ、取り組みの方向として明示する。

(5) 住む場所や環境に困っている人を支援する

- ①住環境の整備
 - ・高齢者や障がい者に対応した住宅整備
- ②住まいの確保
 - ・高齢者や障がい者、生活困窮者等の住まいの確保

(6) 判断能力に不安を抱える人や立場の弱い人を支援する（権利擁護）

- ①成年後見制度の利用促進
 - ・成年後見制度等の周知
 - ・中核機関の設置などによる地域連携ネットワークづくり
 - ・市民後見人の育成
 - ・成年後見人を支える体制づくり
- ②虐待防止等
 - ・高齢者、障がい者、子どもへの虐待やDVの相談体制の充実、苦情解決制度の周知（福祉サービス）
 - ・関係機関等と連携した虐待の早期発見

●認知症の高齢者など判断能力に不安を抱える方の増加が見込まれており、その財産管理や日常生活を地域全体で支えていく必要がある。また、立場の弱い人（子ども、高齢者、障がい者、女性等）への虐待や家庭内暴力は、人権を著しく侵害するものであることから、権利擁護の取り組みについて、基本方針として位置付ける。

基本目標 3
いきいきと活躍できるまちづくり

基本方針

(1) 誰もが活躍する

取り組みの方向

- ①男女共同参画社会の推進
 - ・女性の活躍の推進
 - ・性別による固定的役割分担意識の解消
- ②多様な性が認められる社会の実現
 - ・性的少数者に対する理解の促進
 - ・性的少数者への適切な対応の促進
- ③働き方改革の推進
 - ・ワークライフバランスの推進
- ④障がい者・高齢者の雇用促進
 - ・障がい者の雇用促進
 - ・高齢者の雇用促進
- ⑤ボランティア活動や市民活動の推進
 - ・ボランティア活動や市民活動への参加
 - ・ボランティア活動や市民活動を支える人材育成
 - ・ボランティア活動や市民活動への支援
 - ・子どもの頃からのボランティア教育の充実

【見直しの主なポイント】

●地域にはさまざまな人が生活しており、誰もが、その人らしく自分の能力を発揮し、社会での役割を担うためには、LGBTなど性的少数者に対する理解を深める必要があることから、取り組みの方向として明示する。

(2) 生きがいを持って暮らす

- ①誰もが生涯にわたって学べる環境の整備
 - ・多様なニーズに応じた学習情報の提供
 - ・時代の変化への対応力を養う学習機会の提供
 - ・地域づくり型生涯学習の充実
- ②高齢者の生きがいづくり
 - ・生涯現役で活躍できる環境づくり
 - ・長寿会等への参加

●高齢者がいつまでも元気でいきいきと活躍できるよう、心身の健康づくりや介護予防の取り組みをさらに充実していく必要があることから、基本方針に位置付ける。

(3) 健康寿命を延伸する

- ①健康づくりの推進
 - ・健康づくり事業の充実
 - ・生活習慣病の予防など健康づくりに関する啓発
 - ・地域医療体制の充実
- ②介護予防の推進
 - ・高齢者の介護予防の充実
 - ・自主的な介護予防活動の推進

基本目標 4
安全で安心なまちづくり

基本方針

(1) 安全で安心して暮らす

取り組みの方向

- ①交通安全の推進
 - ・児童生徒の登下校時の見守り
 - ・通学路などの危険箇所の把握
 - ・交通安全やマナーの啓発
- ②防犯の取り組み
 - ・地域の防犯体制の充実
- ③ユニバーサルデザインの推進
 - ・ユニバーサルデザインの考え方に基づく公共施設等の整備
 - ・民間施設のバリアフリー化の促進
- ④心のバリアフリーの推進
 - ・人権意識の向上
 - ・思いやりの心の醸成
 - ・子どもの頃からの福祉教育
 - ・障がい者に対する理解の促進
 - ・高齢者や認知症に対する理解の促進
 - ・市民と在住外国人との相互理解の促進

●交通事故や悲惨な事件が後を絶たず、これらの対策にしっかりと取り組んでいく必要があることから、取り組みの方向として明示する。

(2) 災害に備える

- ①災害への準備
 - ・日頃からの情報交換や地域のつながりづくり
 - ・避難行動要支援者の把握
 - ・災害時の備えや自助の取り組み
 - ・自主防災組織などの共助の取り組み
 - ・防災訓練、避難訓練の実施
- ②発災時における対応
 - ・避難行動要支援者等が安全に避難できる体制づくり
 - ・災害時の情報収集・伝達手段の確保
 - ・災害時の地域の連絡体制づくり